

常陸太田市自殺対策推進計画～こころといのちのほっとプラン～概要

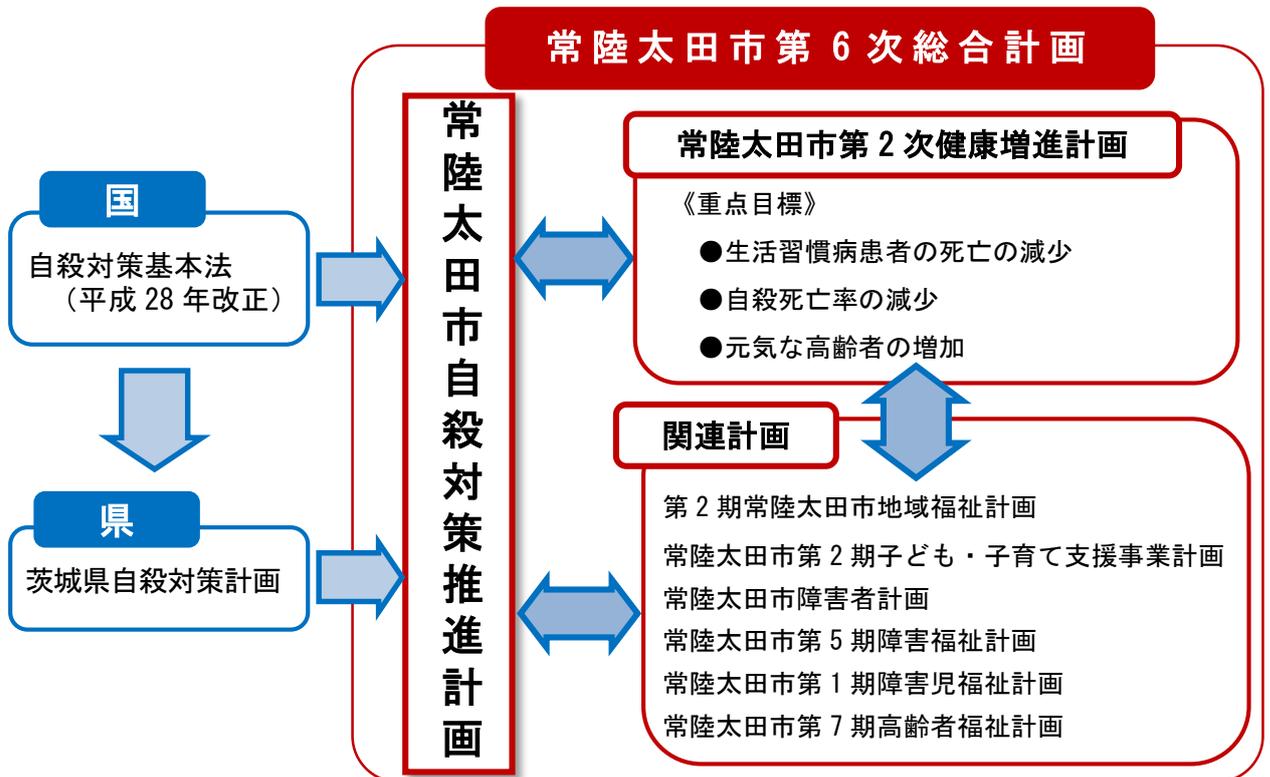
1 計画策定の趣旨及び背景

我が国の自殺者数は、先進諸国より高い水準にあることから、国では平成 18 年 6 月に「自殺対策基本法」を制定し、翌 19 年には、「自殺総合対策大綱」を策定し、国を挙げて総合的に自殺対策を推進してきました。

本市では、平成 23 年の東日本大震災の翌年より重点的に相談事業に取り組み、更に平成 27 年度に策定した「常陸太田市健康増進計画」で自殺対策を積極的に展開してきたところですが、平成 28 年の自殺対策基本法の改正により市町村に自殺対策計画の策定が義務づけられたことから、国や県の計画を受けて、総合的かつ効果的な計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、自殺対策基本法に基づき、国の大綱や県計画をはじめ、市第 6 次総合計画、市第 2 次健康増進計画などとの整合性を図ります。



3 計画の期間

2020 年（令和 2 年）から 2024 年（令和 6 年）までの 5 年間とします。

区分	2019 (R 1)	2020 (R 2)	2021 (R 3)	2022 (R 4)	2023 (R 5)	2024 (R 6)
常陸太田市	策定	→				
茨城県	→					

4 計画の数値目標

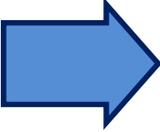
国は、自殺対策総合大綱において自殺死亡率を主要先進国の現在水準まで減少させることを目指し、「2026年（令和8年）までに自殺死亡率を2015年（平成27年）と比べて30%以上減少させ、自殺死亡率を13.0以下にすること」を目標としています。

本市においては、2018年（平成30年）から過去5年間の平均の自殺死亡率18.39及び自殺者数10.2人からそれぞれの数値の30%以上減少を目標としました。

2024年（令和6年）までに年間自殺死亡者数を7人以下にします。

2024年（令和6年）までに年間自殺死亡率を12.9以下（人口10万対）にします。

区 分	基準年の実績	過去5年間実績の平均	目標年の実績
	2015（H27）	2014（H26）～2018（H30）	
自殺者数	15人	10.2人	7人以下
自殺死亡率	27.0	18.39	12.9以下



5 本市の自殺者の特徴と背景

（1）自殺者の特徴

本市の自殺者の傾向をみると、次のような特徴があります。

- ① 同居家族のいる60歳以上の年齢層に多い
- ② 同居家族のいる20歳未満から30歳代の年齢層の男性に多い
- ③ 生活困窮等に関する問題と関係が深い
- ④ 職業別では、「自営業・家族従業者」と「被雇用者・勤め人」の割合が全国と比較して高く、就労や仕事に関する問題と関係が深い

（2）自殺者の背景

本市の自殺の特徴からその背景となるのは、失業（退職）からの「生活苦」、 「介護の悩み（疲れ）」、「身体疾患」、「職場の人間関係」、「過労」、「うつ状態」「家族の不和」等の要因が連鎖している状況が考えられます。

6 自殺対策の基本的な考え方

（1）計画の基本理念

「誰も自殺に追い込まれることのない地域の実現」

自殺のその多くは追い込まれた末の死であるとされています。自殺対策の本質が生きていることの支援にあたることを改めて確認し、市民や行政、関係機関が一体となって自殺対策に取り組んでいきます。

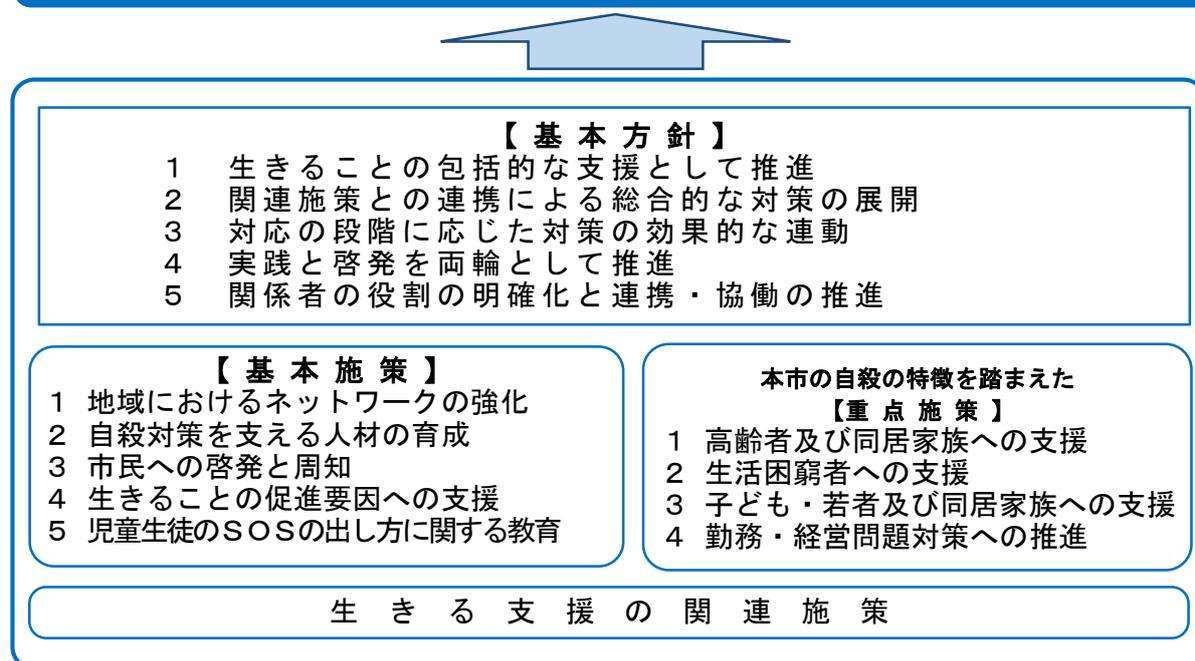
(2) 基本方針

国の「自殺総合対策大綱」を踏まえ、本市では次の5項目を自殺対策における「基本方針」として、計画の推進を図ります。

- ① 生きることの包括的な支援として推進
- ② 関連施策との連携による総合的な対策の展開
- ③ 対応の段階に応じた対策の効果的な連動
- ④ 実践と啓発を両輪として推進
- ⑤ 関係者の役割の明確化と連携・協働の推進

<施策体系>

基本理念：誰も自殺に追い込まれることのない地域の実現



7 施策の展開

(1) 基本施策

地域で自殺対策として推進するうえで欠かすことのできない次の5つの施策を基本施策として取り組みます。

① 地域におけるネットワークの強化

自殺対策に係る相談支援機関等との連携を深め、ネットワークの強化を進めます。

② 自殺対策を支える人材の育成

自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る「ゲートキーパー」の役割を担う人材の養成を行います。

③ 市民への啓発と周知

市民に対して相談機関等に関する情報提供を行うとともに、自殺対策に対して理解が得られるよう、啓発・普及に努めます。

④ 生きることの促進要因への支援

自殺対策の基本である「生きる」を支えるために、特に「孤立」予防に視点を当てた取り組みを推進します。

⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒が、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）、心の健康の保持及び命の大切さを実感できる教育を通して、自殺対策に向けた環境づくりを進めます。

(2) 重点施策

本市の自殺の特徴と背景から、次の4つの重点施策として取り組みを進めます。

① 高齢者及び同居家族への支援

医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保され、高齢者の暮らしを支援する地域包括ケアシステムを推進し、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化等を促進します。

② 生活困窮者への支援

生活困窮や生活困窮に陥る可能性がある人が追いつめられることがないように、相談者に寄り添い、相談者自らが課題を解決できるように相談や支援を実施していきます。

また、相談窓口の周知を行うとともに、関係機関や窓口等と連携し、支援が必要な生活困窮者を早期に発見し、相談窓口につなげます。

③ 子ども・若者及び同居家族への支援

いじめを苦しめた子どもの自殺の予防、SOSの出し方に関する教育を推進するとともに、子どもが出したSOSへの気づきや受け止め方等について、早期発見・早期介入のための取組みを推進します。

また、20～30歳代における死因の第一位が自殺である現状を受け止め、「ひきこもり」や「ニート」、自立に向けて不安を抱える若者、生きづらさを感じている若者層への支援を関係機関と連携しながら行っていきます。

④ 勤務・経営問題対策の推進

仕事と生活を調和させ、充実感を得ながら健康で働き続けることのできる社会を実現するため、国で定める「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、ワーク・ライフ・バランスの確保や各種ハラスメントの防止・解決のための啓発や相談窓口の周知及び情報提供を行っていきます。

(3) 庁内各部署における「生きる支援の関連施策」の推進

生きる支援とは、市民が一人で考え込まずに、安心して自分らしく暮らしていくことができるようにすることです。

庁内各部署から生きる支援の関連する事業（159事業）をリストアップし、全庁的に事業を推進していきます。

更に、あらゆる機会をとらえ、住民に対する啓発と周知を行っていきます。

8 自殺対策の推進体制

計画における各施策の推進にあたっては、庁内外の実務担当者等による「自殺防止対策推進部会」を設置し、PDCA（Plan- Do- Check- Action）サイクルに基づき実施状況等の評価や検証を行うとともに、「常陸太田市健康づくり推進協議会」において、計画の進行管理を図りながら、目標の達成に向けた自殺対策の着実な推進を図ります。